

令和8年2月18日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
維持管理部会（令和7年度 第1回）

資料5

# 【報告】施工規模に応じた標準歩掛の設定

---



国土交通省

# 地方自治体の積算実態と課題

## ■これまでの業団体との意見交換会で寄せられた、小規模工事の歩掛に関する要望

- 自治体は積算において国交省の歩掛りを使っていることが多いが、国交省の大規模工事用の歩掛りを自治体の小規模工事に使用しても実態と合わない。
- 小規模の地方公共団体では独自歩掛を設定する力が不足しているので、国主導で小規模工事の歩掛を作成してほしい。
- 小規模工事については通常規模工事とは別に実態調査を行い、現場実態に合った積算基準を設定してほしい。



## ■地方自治体の積算実態と課題

- 地方自治体における積算歩掛については、基本的には、国土交通省直轄工事における標準歩掛を流用する形で各地方自治体において定められている。
- しかし、国土交通省直轄工事における標準歩掛が想定している工事のロットが大きく、小規模工事や地域特有の事情等との乖離があるため、地方自治体工事において、結果的に予定価格が正確に算出されていないのではないかといった点が課題として指摘されている。
- 現状でも、一部の都道府県において自治体独自の歩掛を作成している場合は見られるものの、そのような団体はごく一部にとどまっていると考えられる※。

※例えば、一部の自治体では、国歩掛が廃止されたものや、庁内担当者からの要望、業界からの要望等に対応する形で一部の項目について独自の歩掛を作成

# 直轄土木工事の標準歩掛

## ■直轄土木工事の標準歩掛について

- 直轄土木工事の標準歩掛は、予定価格のうち直接工事費を積算するためのものであり、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の職種・規格や所要量等を工種毎に、施工者を対象にした現場の実態調査に基づき設定。
- 実態調査を踏まえ、小規模な施工箇所が点在する工事や、施工数量が小さい工事では、施工規模に応じた歩掛を設定。
- 現場条件等により土木工事標準歩掛が適用できない場合は、特別調査や見積りを活用して積算。



## ■施工規模に応じた標準歩掛の設定の方向性

- 積算者が適用可否の判断をし易いよう、現行の標準歩掛の適用範囲について、適用の下限値や想定している施工方法等をより具体化、詳細化することで、これを外れる場合には見積り等を活用することを明示する方向で検討中。

## (参考)直接工事費の積算方法

### 1. 積上げ積算(歩掛) 122工種

土木工事標準歩掛

### 2. 施工パッケージ型積算 112工種

土の敷均し締固め工、安定処理工等

### 3. 市場単価 18工種 土木工事標準単価 29工種

鉄筋工、区画線工、防護策設置工等

### 4. 見積り 等

# (参考)土木工事標準歩掛の適用範囲(事例)

## 土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ⑰ 欠損部補修工 の例

### 1. 適用範囲

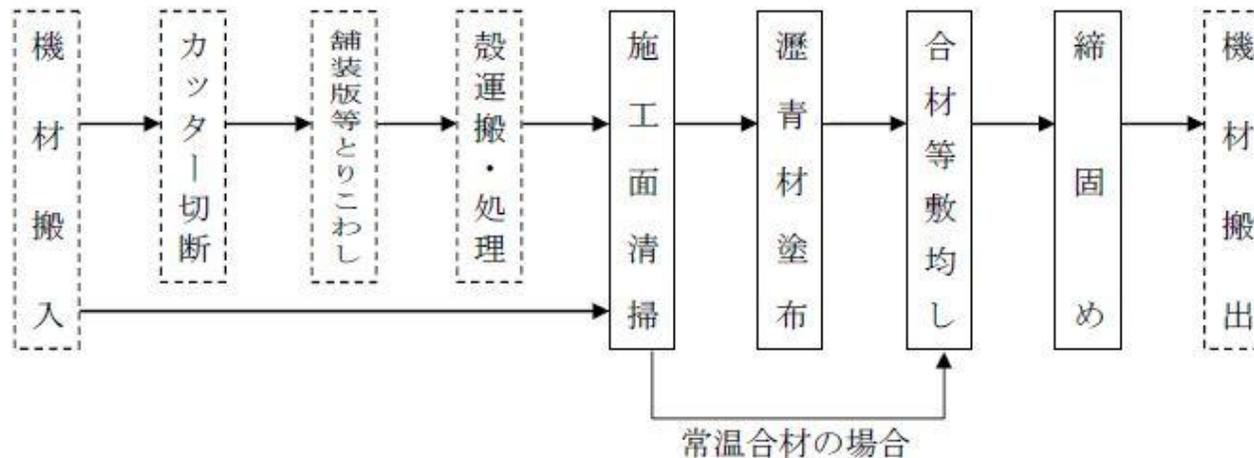
本資料は、道路維持作業における加熱合材（日施工量20t未満）及び常温合材（日施工量0.3t未満）による舗装面の欠損部補修作業に適用する。

ただし、舗装版等のとりこわし、殻運搬・処理は含まない。

### 2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。

歩掛りの適用範囲を確認  
範囲を外れるものは適用出来ない。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図2-1 施工フロー

# (参考)土木工事標準歩掛の適用範囲(事例)

工種名	適用範囲
中層混合処理工	粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工に適用する。施工方式は、 <u>スラリー噴射方式の機械攪拌混合とする</u> 。改良形式は全面改良とし、改良深度2mを超え <u>13m以下の陸上施工に適用する</u> 。
場所打杭工 全回転式オールケーシング工	<u>設計杭径1,000～1,200mmは掘削長60m以下、設計杭径1,500、2,000mmは掘削長50m以下</u> の全回転式オールケーシング工法による場所打杭の施工に適用する。
雪寒仮囲い工	積雪寒冷地の冬期における土木構造物の施工において、 <u>平均設置高15m以下の「雪寒仮囲い」を設置する工事に適用する</u> 。 なお、Pタイプで設置高さ4mを超える場合、及び <u>小型構造物には適用しない</u> 。
橋台・橋脚工(1) (構造物単位)	下記に示す橋台及び橋脚の施工に適用する。なお、以下の <u>適用を外れる橋台・橋脚については、橋台・橋脚工(2)を適用する</u> 。 <b>●適用出来る範囲</b> (1) 構造物高さ5m以上25m未満のT型橋脚(躯体が円形及び小判型を含む)の場合 (2) 構造物型さ5m以上20m未満の壁式橋脚(躯体が小判型含む)の場合 (3) 構造物高さ12m未満かつ翼壁厚0.4m以上0.6m以下の逆T式橋台の場合 なお、橋台パラペットを後施工する場合、構造物高さに後施工分は含まない。 <b>●適用出来ない範囲</b> (1) 同一構造物で、フーチングと躯体のコンクリート強度が異なる場合 (2) フーチングのみの工事、又は躯体のみの工事の場合 (3) 化粧型枠を使用する場合 (4) 手摺先行型枠組足場以外を使用する場合

# (参考)維持修繕に関する歩掛の改訂(事例)

・維持修繕に係る2工種(道路打換え工、欠損部補修工)で歩掛を改定

## ○道路打換え工

### 【工法概要】

維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから、在来路盤及び路床土の掘削・積込み、路盤工、舗装工までを急速施工する現道打換え工事

### 【課題】

- ・1工事当りの施工数量が少ない場合は、効率が悪くコストが割高



### 【改定概要】

- ・工事規模によらず一律の歩掛としていたものを、新たに、総施工量1000m<sup>2</sup>未満の小規模施工の歩掛を制定

### 【施工状況】



舗装版破碎作業



舗装転圧作業

## ○欠損部補修工

### 【工法概要】

道路の舗装面に生じたポットホール、くぼみ、段差、局部的なひび割れなどの欠損部に対して、舗装材料を舗設して締め固める補修作業

### 【課題】

- ・1箇所当りの施工数量が少ない場合は、効率が悪くコストが割高



### 【改定概要】

- ・日当り施工量5t未満と5t以上の2区分の歩掛区分を、5t未満について、新たに1t未満、1t以上2t未満、2t以上5t未満の3区分に分けた小規模施工の歩掛を制定

### 【施工状況】



舗装材舗設作業



締め固め作業

# (参考)維持修繕に関する歩掛の制定(事例)

・構造物補修の工種では少量の施工に対応した歩掛(構造物補修工や断面修復工等)を制定

## ○ひび割れ補修工(充てん工法)

### 【工法概要】

劣化因子(塩化物イオン、二酸化炭素水など)がコンクリート構造物の内部に供給されることを防止するため、ひび割れた部分を充填剤等を用い補修する工法。

### 【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



### 【小規模対応】

- ・1構造物当りの**施工規模(補修延べ延長)**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
  - ①延べ延長が20m未満の場合：一律の歩掛
  - ②延べ延長が20m以上の場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

### 【施工状況】



## ○断面修復工(左官工法)

### 【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、欠落した部分や、欠落はしていないが、中性化・塩化物イオン化など劣化因子を含む、かぶりコンクリートを除去した後、断面復旧する工法。

### 【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材半裕等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



### 【小規模対応】

- ・1構造物当りの**施工規模(修復延べ体積)**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
  - ①延べ体積が0.1m<sup>3</sup>未満の場合：一律の歩掛
  - ②延べ延長が0.1m<sup>3</sup>以上の場合：0.1m<sup>3</sup>当り歩掛×補修延べ体積

### 【施工状況】

